

長崎大学研究開発推進機構における試験等運用方針

(趣旨)

第1条 この運用方針は、長崎大学研究開発推進機構研究室等利用規程(平成23年規程第31号)第13条の規定に基づき、長崎大学研究開発推進機構(以下「研究開発推進機構」という。)における民間機関等からの定型的な試験、測定及び検査等(以下「試験等」という。)の実施依頼に関し、必要な事項を定めるものとする。

(依頼方法)

第2条 試験等の依頼は、長崎大学研究開発推進機構試験等依頼書(別紙様式第1号)により行うものとする。

(受入)

第3条 試験等は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合に受け入れることができるものとする。

- (1) 長崎大学(以下「本学」という。)が受入れ可能と判断したものであること。
- (2) 試験等を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、原則として当該試験等に立ち会うこと。
- (3) 試験等を行うために提出された試料等(以下「試料等」という。)の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行うこと。

(使用)

第4条 依頼者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合に本学の機器等を使用することができるものとする。

- (1) 機器の操作に習熟し、かつ、試験等のための測定操作を担当することが可能な本学の教員又は技術職員による指導・立会いの下で、本学の機器等を使用すること。
- (2) 研究開発推進機構職員による機器操作の指導を受け、試験等を許可された者であること。
- (3) 別に定める使用申請書を提出し、研究開発推進機構長(以下「機構長」という。)の承認を得たものであること。

(責任)

第5条 次の各号に掲げる場合は、依頼者の受ける損害に対して研究開発推進機構は、その責任を負わないものとする。

- (1) やむを得ない事由によって試験等を中止したことにより損害が生じたとき。
- (2) 試料等に損害が生じたとき。
- (3) 前条の場合において、依頼者の責によって損害が生じたとき。

(秘密の保持等)

第6条 研究開発推進機構及び依頼者は、試験等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならないものとする。

- 2 試験等で得られたデータを依頼者が公開する場合は、本学の承認なしに本学の名称(本学を特定することができる表現を含む。)を使用することはできないものとする。

(試験等の料金)

第7条 依頼者は、別表に定める試験等の料金を本学に納めなければならないものとする。

ただし、機構長が教育研究上、必要と認めて行う試験等のために試料等の提供を要請した場合は、この限りでない。

- 2 試験等の料金は、本学が発行する請求書により納めなければならないものとする。
- 3 試験等の料金は、原則として前納とするものとする。
- 4 依頼者からの申し出により試験等を中止した場合は、試験等の料金は返還しない。ただし、機構長が特別の事情があると認めた場合には、その一部又は全部を返還することがある。
- 5 試験等による収益は、当該試験等の学内利用料金相当額を研究開発推進機構へ配分し、残額については、試験等を受け入れた学内担当者が所属する部局へ配分するものとする。
- 6 研究開発推進機構に配分された試験等による収益は、研究開発推進機構の機器の維持管理に使用するものとする。

(大学連携研究設備ネットワークを利用した試験等の依頼方法等)

第8条 大学連携研究設備ネットワークを利用した試験等の依頼があった場合には、第2条及び第7条第3項の規定にかかわらず、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約の規定を準用するものとする。

(補則)

第9条 この運用方針に定めるもののほか、試験等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この運用方針は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成30年7月 1日から施行する。